平成２８年（フ）第２２０１号
東京都目黒区中町２丁目44―18―103
債務者　畑中　大地
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目23番地８　ベルヴィル瀬谷212
債務者　玖嘉　希心（旧名冴恵）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５１号
横浜市旭区白根２丁目19番８号　望月方、住民票上の住所長野県上田市真田町傍陽410番地　宮原団地Ｂ－２
債務者　篠子　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５７号
横浜市神奈川区大口通38番地２　藤和大口コープⅡ701号
債務者　山口麻衣子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１号
静岡県浜松市中区龍禅寺町382番地の５　アルル竜310号
債務者　加藤　　均
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９２２号
横浜市港南区丸山台４丁目12番15号　メゾンホワイト102号室
債務者　内田　由紀
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６０号
東京都武蔵野市境５丁目22番５号西原ハウス201
債務者　横山　昌平
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1961番地３市原団地215号、前住所熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1319番地
債務者　佐藤　　瞳
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３号
福岡県久留米市南２丁目４番12―17号、前住所福岡県久留米市六ツ門町18番地５
破産者　偕楽亭こと　松尾　雅申
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３３９号
群馬県吾妻郡中之条町大字五反田3891　中之条病院内、住民票上の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津467番地14
破産者　宮嵜　仁美
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４５号
群馬県前橋市箱田町666番地１
破産者　髙橋美香子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９１号
埼玉県川口市南前川２丁目13番24号　武山マンション201号、旧住所埼玉県川口市末広１丁目20番11号　メゾン・ブリエ102号
破産者　吉本　　豊
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７９号
埼玉県和光市西大和団地４番５号110
破産者　根本　富夫
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
埼玉県白岡市白岡1484番地２　ローヤルシティ白岡705
破産者　吉田　　誠
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
福岡県久留米市南１丁目７番３―106号
破産者　松本　勝明
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部